

請求人 ***** 様

八戸市監査委員 早 狩 博 規

八戸市監査委員 小 原 隆 平

八戸市監査委員 秋 山 恭 寛

八戸市職員措置請求監査結果通知書

平成 29 年 5 月 19 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 4 項の規定により監査を実施したので、監査結果について次のとおり通知します。

なお、監査執行の途中において、監査委員大館恒夫は平成 29 年 6 月 18 日に辞任し、翌 19 日付けで秋山恭寛が就任し、監査を執行した。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住所 *****

氏名 *****

2 請求書の提出

平成 29 年 5 月 19 日

3 請求の要旨（原文のとおり）

○市長小林が平成 28 年 10 月 26 日に国に返金した 4,392,500 円は会計検査院が補助目的を達していない不当と認めた国庫補助金である。

- 市長小林がハサップ計画を立てたが、電子入札システムが利用されず会計検査院が不当と認めた。
- 補助金のため市長小林は市民の負担が少いと言ったが結果的に八戸市が返金負担をした。
- 八戸市が本来負担しなければならない4,392,500円ではないが、市長小林の立てた計画がズサンな為八戸市に迷惑をこうむらせた。
- 市長小林4,392,500円を八戸市に納入することを求める。

4 事実証明書

- (1) 会計検査院の平成27年度決算検査報告
- (2) 平成21年度青森県水産物産地流通施設高度化対策事業費補助金返還金支出命令書（起票日：平成28年10月25日）
- (3) 平成21年度青森県水産物産地流通施設高度化対策事業費補助金返還金支払依頼書（支払指定日：平成28年10月26日）
- (4) 平成21年度青森県水産物産地流通施設高度化対策事業費補助金返還金支払済通知書（支払日：平成28年10月26日）
- (5) 平成21年度青森県水産物産地流通施設高度化対策事業費補助金返還金口座振替領収書（依頼日：平成28年10月25日、振込指定日：平成28年10月26日）

5 請求の受理

本件請求において請求人は、平成28年10月26日に返還した平成21年度青森県水産物産地流通施設高度化対策事業費補助金（以下「当該補助金」という。）は、会計検査院が不当と認めた補助金であるが、不当と認められた原因は、市長が立てた当該補助金に係る事業計画（以下「当該計画」という。）がずさんであったからである。従って、負担すべきは市長であるにもかかわらず、返還すべき立場にない八戸市が返還したのは不当であり、市長に対し、市が返還した当該補助金相当額の負担を求めるとして住民監査請求がなされたものと解され、法第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを平成29年6月6日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象を次のとおりとした。

- (1) 市が当該補助金を返還したことが違法、不当であるかどうか。
- (2) 市が返還した当該補助金相当額を、市長が負担しなければならないかどうか。

なお、当該計画については、以下の理由により監査対象外とした。

(理由)

法第242条第1項の規定によれば、住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計行為」という。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する

書面を添え、住民が監査委員に対し、監査を求め、当該財務会計行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該財務会計行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる制度である。

本件請求において請求人は、当該補助金の返還に係る支出（以下「本件支出」という。）は違法・不当な公金の支出に当たるとして監査を求めているが、その理由については、市長の立てた当該計画がずさんであったからであると述べており、財務会計行為に先行する非財務会計行為の違法性・不当性の主張となっている。

このような場合において、当該財務会計行為とその原因となる行為（以下「先行行為」という。）との間に一定の関係がある場合には、先行行為が違法であれば、当該財務会計行為も当然に違法となるものというべきであるが、その関係は、少なくとも、先行行為が当該財務会計行為を適法に行うための要件となっている場合など前者が後者の直接の原因といえることができるような密接かつ一体的な関係であることを要するものと解するのが相当であるとされている。（平成 4 年 11 月 30 日 東京高裁判決同旨）

また、この「密接かつ一体的な関係」とは、先行行為を行うことの主たる目的が実質的に見て当該財務会計行為に向けられていると評価できるものであること又は先行行為を行うことによって手続上他に何等の債務負担行為（支出決定）を要せず当然に当該財務会計行為を行う義務を負担することになることと解すべきとされている。（昭和 62 年 9 月 30 日 仙台地裁判決同旨）。

そこで、本件請求において、当該財務会計行為と先行行為の関係についてみると、当該計画は、本件支出を行うことを目的としたものではなく、また、当該計画を立てたことによって当然に本件支出の義務を負担することになると認められないことから、当該計画と本件支出は、密接かつ一体的な関係にあるとは解されない。

よって、非財務会計行為である当該計画については、住民監査請求の監査対象とならない。

2 監査対象課

農林水産部水産事務所を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 29 年 6 月 20 日に新たな証拠の提出及び 6 月 21 日に陳述の機会を設けた。

その際、新たな証拠の提出はなく、陳述については、既に提出されている住民監査請求書の範囲内のものであった。

第 3 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 当該補助金の返還に至るまでの経緯

当該補助金は、沿岸漁業の構造改善の促進を図るため、強い水産業づくり交付金実施要綱及び強い水産業づくり交付金実施要領に基づき八戸市が行う事業に要する経費について、青森県補助金等の交付に関する規則及び平成 21 年度青森県水産物産地流通施設高度化対策事業費補助金交付要綱に定めるところにより交付されたものである。

市は、第一から第三魚市場の魚市場機能の集約と、八戸ブランドの確立を目指すべく、荷さばき所の衛生管理高度化などを進める計画を策定し、A棟からD棟までの荷さばき所を整備することとしたものである。

荷さばき所A棟に導入した電子入札システムは、入札の迅速化及び効率化により、出荷する漁獲物の鮮度向上を図ることを目的に導入したが、平成 24 年 10 月のA棟供用開始後一度も利用されておらず、A棟での水揚げが大幅に増加しない限り、十分な利用が見込めないと考えられたことから、青森県等とも相談し、補助の目的を達していないため、自主的に返還せざるをえないとの判断に至り返還したものである。

・返還額 4, 3 9 2, 5 0 0 円

平成 28 年 10 月 24 日：八戸市が青森県に対し、当該補助金の自主返還の申し出（返還事務手続き開始）

平成 28 年 10 月 25 日：八戸市の申し出を、青森県が国（水産庁）へ報告

平成 28 年 10 月 26 日：八戸市から青森県へ返還金を送付

平成 28 年 11 月 7 日：会計検査院の決算検査報告書において、強い水産業づくり交付金により整備した電子入札システムが補助の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額が不当と指摘された。

(2) 当該補助金の返還に係る支出について

当該補助金の返還については、八戸市財務規則等に則り、適正に支出事務を行っている。

2 判断

関係資料の調査、事実関係の確認に基づき、本件請求について、次のように判断する。

(1) 市が当該補助金を返還したことが違法、不当であるかどうか。

1 事実関係の確認（1）当該補助金の返還に至るまでの経緯で記述しているとおり、市が当該補助金を返還したのは、青森県等とも相談し、返還せざるをえないとの判断によるものであり、事実関係から違法・不当であることを窺わせる事情は認められず、当該補助金の返還は不当であるとの請求人の主張は認められない。

(2) 市が返還した当該補助金相当額を、市長が負担しなければならないかどうか。

市が当該補助金を返還したことに關して、違法性・不当性が認められない以上、市が返還した当該補助金相当額を市長が負担すべきものとは認められない。

3 結論

以上の判断により、請求人の主張には理由がなく、本件請求は棄却するのが相当と判断する。